

釜石市地域包括支援センターの運営体制

(1)職員体制について

①令和元年度

- ・地域包括支援センターは、業務(包括的支援業務)を適切に実施するため介護保険法及び厚生労働省令に基づき、原則として三職種、保健師(又は地域保健等の経験のある看護師)、社会福祉士(又は高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事)、主任介護支援専門員の配置が義務付けられている。
- ・これらの専門職が連携して、それぞれの専門性を活かしながらチームで業務を実施する。
- ・三職種の配置基準は、第1号被保険者(65歳以上の高齢者)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、各1人配置することとされている。
- ・平成31年4月末時点の釜石市の高齢者人口は13,017人であり、基準に照らし合わせると三職種が各3人必要である(社会福祉士1人、主任介護支援専門員2人が不足する状況)。
- ・また、地域包括支援センターは指定介護予防支援事業所としての機能も併せ持っており、要支援の認定を受けた方及び総合事業対象者の介護予防ケアプランの作成(介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務)を行う人員の配置も必要である。

②令和2年度

- ・令和2年4月末時点の高齢者人口は12,865人で、令和2年4月1日時点で昨年度と同様に三職種のうち、社会福祉士1人、主任介護支援専門員2人が不足している状況である。
- ・社会福祉士の確保については、新規採用職員の募集を行い1人採用となったが、主任介護支援専門員の退職により、当職が不在となった。
- ・このことから、社会福祉士3人のうち1人が主任介護支援専門員の資格を有しており、主任介護支援専門員としての役割を担うこととした。
- ・主任介護支援専門員の確保については、現在、人事担当部署と協議し、任期付職員として募集しているが、人材不足から採用できていない状況。
- ・また、介護支援専門員の資格を有する当センター職員が主任介護支援専門員の資格を取得することを目標(令和3年度に1人資格取得要件を満たす)に、人材育成に取り組んでいる。
- ・上記のほか、介護福祉士2人中1人(認知症初期集中支援チーム構成員)が退職し、現チーム構成が認知症サポート医1人、保健師1人、介護福祉士1人となっている。

(2) 職種別配置状況(R2.4.1 現在)

①専任職員

職 種	令和元年度	令和2年度	増減
所 長	1 人	1 人	0
保健師	4 人	4 人	0
社会福祉士	2 人	2 人	0
主任介護支援専門員	1 人	1 人	0
介護支援専門員	2 人 (うち非常勤1人)	2 人 (うち会計年度任用 職員1人)	0
介護支援専門員 (看護師)	非常勤 1 人	会計年度任用職員 1 人	0
事務職員	1 人	1 人	0
高齢者相談員兼介護事務員	非常勤 1 人	会計年度任用職員 1 人	0
介護福祉士 (認知症初期集中支援チーム)	非常勤 2 人	会計年度任用職員 1 人	△1
計	15 人	14 人	△1

②兼務職員

職 種	令和元年度	令和2年度	増減
保健師	7 人	8 人	1